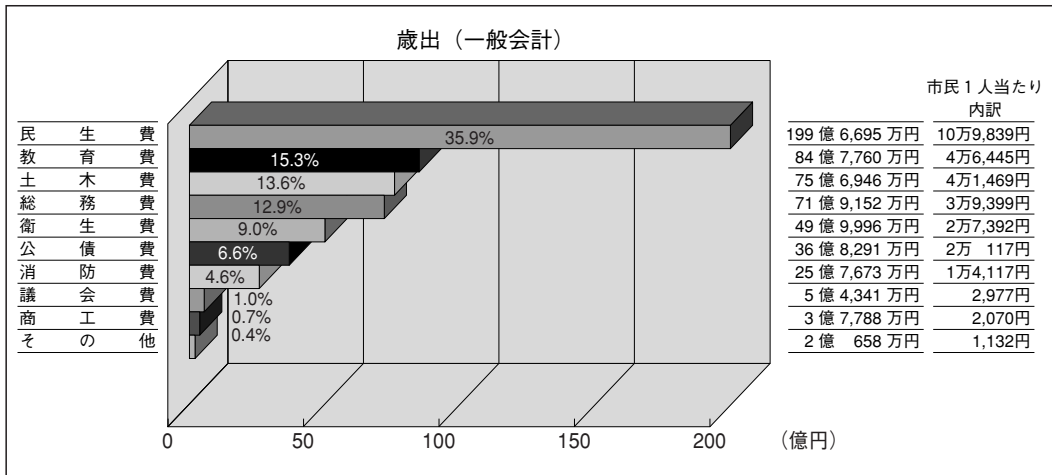
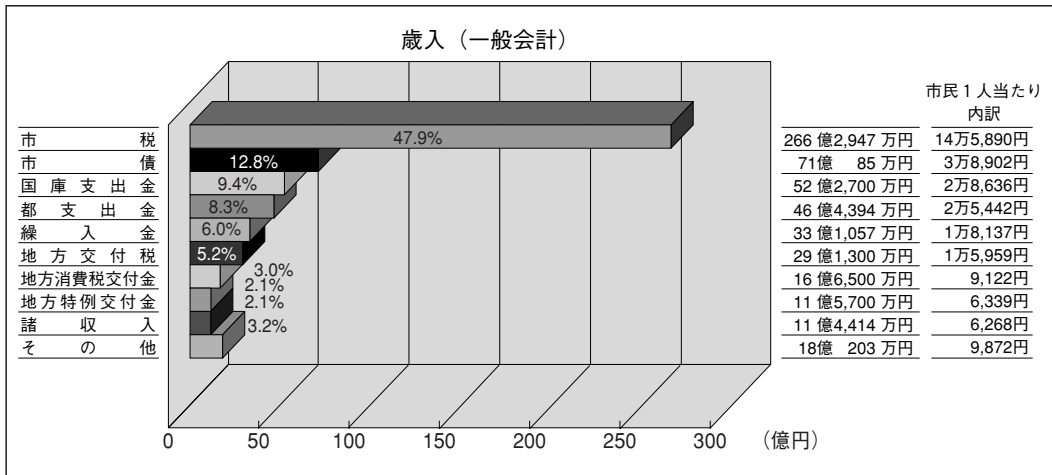


平成15年度 当初予算の概要



会計区分	当初予算額		増減率
	平成15年度	平成14年度	
一般会計	555億9,300万円	598億5,700万円	-7.1%
国民健康保険特別会計	125億8,158万円	121億6,700万円	3.4%
下水道事業特別会計	46億2,162万円	46億6,073万円	-0.8%
受託水道事業特別会計	18億1,979万円	19億1,405万円	-4.9%
中小企業従業員退職金等 共済事業特別会計	1億1,122万円	1億3,935万円	-20.2%
老人保健(医療)特別会計	130億3,330万円	139億5,186万円	-6.6%
駐車場事業特別会計	2億1,495万円	2億72万円	7.1%
介護保険特別会計	71億1,184万円	65億5,418万円	8.5%
合計	950億8,730万円	994億4,489万円	-4.4%

常任委員会の主な審査状況

企画総務委員会

「使用料等審議会条例」
 【説明】使用料・手数料等の適正化について審議するため、教育委員会にかかるものも諮問できる機関として審議会を設置するもの
 【質疑応答】現在庁内の取りまとめを行っており、これを資料として審議会に提出し、妥当性の判断や修正等について意見をもらう。委員については、ある程度の専門性が要求されることから、公認会計士、大学教授、民間経営の視点から料金設定の考え方を判断できるように、識見の高い方を想定している。
 会議の公開については、審議会の意見を聞いて定める。
 【結果】賛成全員で可決
 「手数料条例の一部を改正する条例」
 【説明】改正住民基本台帳法に基づく第2次稼働分として、住民基本台帳カードの交付が8月から開始されることに伴い、事務手数料150円及びカード交付の事務手数料500円について条例に定めるもの
 【質疑応答】カードの購入費は1千200円を想定しているが、手数料を超える分については、交付税で措置される。
 カードの交付想定枚数は、15歳以上人口の約2%（約3千枚）を想定している。
 セキュリティ対策としては、インターフェイス等について偽造防止対策等がなされているISO/IEC

文教委員会

1443タイプ等の仕様を満たすものを発注する。
 【結果】賛成多数で可決
 「個人情報保護条例の一部を改正する条例」
 【説明】電子計算組織の結合の禁止を規定する本条例第12条の規定に、通信回線の遮断ができる旨を加える等の改正を行うもの
 【質疑応答】アクセスログの開示については、国や東京都が検討を開始したところであり、総務省は、開示のためのアクセスログ保存システムを第2次稼働が始まる8月25日をめどに開発することとしている。
 「障害児教育検討会」を設置して障害児教育はどうあるべきか、基本的なところを考えていきたい。
 【結果】賛成全員で採択
 「西東京市行政改革大綱」による「公民館の管理・運営業務の委託化」並びに「公民館の統一」の中止を求める陳情
 【趣旨】公民館運営業務の委託化及びその統一を中止し、独立地域館体制に戻すことを求める。
 【質疑応答】公民館の統一が、公民館運営審議会委員の数の減少につながり、市民参加の後退とならないかということについては、本当の意味での質と量の確保の問題として、行革の視点も考慮しながら検討していきたい。
 【結果】賛成少数で不採択



田無庁舎1階に新設された情報公開コーナー

厚生委員会

「国民健康保険条例の一部を改正する条例」
 【説明】国保運営協議会からの答申を得た内容等について条例の一部を改正するもの。具体的には、出産育児一時金を30万円から32万円に、葬祭費を3万円から5万円にそれぞれ引き上げ、保険料率の改正及びそれに伴う保険料減額の額の改正を行い、あわせて法改正に伴い賦課限度額を7万円から8万円に引き上げるもの
 【質疑応答】国保運営協議会は、法の定めるところによる市長の諮問機関である。国保の性格としては、国民皆保険として、社会保険または共済保険に加入されている方以外の方に加入していただくもので、その2分の1を加入者の保険料で賄うことになっている。実際には都内26市中7番目という相当の額の一般会計からの繰入金により賄っており、社会保険加入者から見ると、自分の医療分を支払って、なおかつ国保分を二重に負担しているという考え方もある。
 今回の医療分の賦課限度額の引き上げの対象者は、おおむね年収1千万円以上の方である。介護保険分については引き上げになるが、所得の低い層の軽減措置はとっていく。
 【結果】賛成多数で可決

建設環境委員会

「中小企業不況対策特別緊急事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例」
 【説明】現在の経済状況をかんがみ、融資あっせん

申込期限を平成15年3月31日から平成16年3月31日まで延長するもの
 【質疑応答】保証協会の判断でこの制度による融資が受けられない事業者に対しては、借入金額の引き下げを指導するなどの対応を行っているが、現行制度においては、その審査は、あくまでも金融機関が行うものであり、それにかわるものは、現段階ではない。
 【結果】賛成全員で可決
 「下水道条例の一部を改正する条例」
 【説明】現行1市2制度となっている下水道使用料について、下水道審議会の答申に従い、当面、低廉である旧田無市の料金体系に統一するもの。なお、答申においては、今後の課題として、その後の料金改定について、社会情勢の変化及び下水道事業のあり方を十分検討して判断すべきとされている。
 【質疑応答】答申の取りまとめに当たっては、会長案を軸に副会長の私案なども踏まえて協議を重ねたものである。改善項目やその可能性を検証して、最終案となった。その中には非常に難しい問題も含まれるが、最善の努力を重ねていくものである。
 料金の統一が半年先になることについては、システムの修正だけでなく、そのための東京都との手続、テスト期間、周知期間等を含めて実際の改定までにそれだけの期間を要するということである。
 【結果】賛成全員で可決